

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査結果に基づき、その判断方法について、専門家による意見等を踏まえて検討した結果、以下のとおり、その運用を一部見直すことを予定している。

1. 実態調査の分析結果

- 「現行の判断方法では例外給付の対象と判断されないものの、例外的に福祉用具が必要な状態に該当する事例」として都道府県から提出されたもののうち、分析可能であった2,825事例について、専門家による分析を行った。

【分析結果】

- 事例に記載されている「身体状況」と利用している福祉用具の機能、福祉用具を必要とする理由を、専門家により臨床的に分析。当該分析の結果、現行の原則要介護認定データによる判断方法に加え、以下のⅠ～Ⅲに類型化される「例外給付の対象とすべき事案」が存在することが確認された。

- Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

2. 見直しの方針

- 福祉用具貸与の基本的な枠組みについては変更しないが、上記の分析結果に基づき、例外給付の「判断方法」の運用については、次のとおり、見直すことを予定している（通知改正）。

例外給付の「判断方法」について、現行の要介護認定データに基づく方法を原則としつつも、上記Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する者であることが、

ア 「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断され、

イ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを

ウ 市町村長が「確認」している

ものであれば、例外給付を認める仕組みとする（判断手続きの一部見直し）

3. 今後の進め方

- 2月中 パブリックコメント
○ 3月中 通知改正
○ 4月 見直し後の新たな取扱い開始

（参考）

表一 種目別件数

	件数
Ⅰ 特殊寝台	2,524
Ⅱ 床ずれ防止用具・体位変換器	78
Ⅲ 移動用リフト	223
合 計	2,825